

課税明細書の読みかた

区分			所在地	不動産番号	②課税標準額 (円)	本則課税標準額 (円)	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)			
登記	全	登記地積又は床面積 (㎡)	建築年	① 評価額 (円)	軽減税額 (円)	減免税額 (円)	④ 相当税額 (円)			
現況		現況地積又は床面積 (㎡)	現況階層		③課税標準額 (円)	本則課税標準額 (円)	前年度課税標準額又は比準課税標準額 (円)			
家屋	持分割合	非課税地積又は床面積 (㎡)	現況屋	① 18,000,000	軽減税額 (円)	減免税額 (円)	⑤ 相当税額 (円)			
備考					小規模住宅用地	固定課税標準額 (円)	固定負担水準	都計課税標準額 (円)		
土地	大門七番町〇〇番〇				地積		都計負担水準			
宅地		600.00		① 18,000,000	② 5,000,000	5,000,000	④ 70,000			
宅地		600.00			③ 10,000,000	10,000,000	10,000,000			
								⑤ 20,000		
固定	太郎				小規模住宅用地	200.00	1,000,000	1.00	2,000,000	1.00
					一般住宅用地	400.00	4,000,000	1.00	8,000,000	1.00
					上記以外の土地					



上段 と **下段** が対応しています。

①「評価額」は18,000,000円 ②「固定課税標準額」は5,000,000円 ③「都計課税標準額」は10,000,000円 であることがわかります。



固定資産税・都市計画税の計算方法

	(課税標準額)	(税率)	(相当税額)
固定資産税	: ② 5,000,000 円	× 1.4%	= ④ 70,000 円
都市計画税	: ③ 10,000,000 円	× 0.2%	= ⑤ 20,000 円



課税明細書は大切に保管してください。

所得税等の確定申告(事業所得などの経費のうち、租税公課を計算する際)や相続登記の際に使用することができます。

再発行はできませんので大切に保管してください。

次の場合はご連絡ください。

- 身に覚えのない土地や家屋が課税明細書に載っているとき
- 所在地番、現況地目、家屋の種類、土地の面積、床面積に誤りがあるとき
- 課税されている建物を壊したとき

ご連絡・お問合せ先
 塩尻市 税務課 資産税係 0263-52-0280(代表)
 (内線1138・1139・1140)